

議案第 5 8 号

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
次のように改正する。

令和 5 年 8 月 2 5 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
2 7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2 の 1 の項右欄中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、
同表に次のように加える。

5 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第 2 の 2 6 の項第 4 欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
------	---	--

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。